

男女共同参画

ご存知ですか？「女性活躍推進法」

企画課男女共同参画推進室

☎ 23 - 3917

女性が職業生活において、その希望に応じて十分に能力を発揮し、活躍できる環境を整備するため、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が制定されました。

これにより、平成28年4月1日から、労働者301人以上の大企業は、これまでに自主的取り組みに委ねられてきたポジティブ・アクション（広報かんおんじ平成28年3月号「男女共同参画」参照）の実効性をさらに高めるため、それぞれの事業体における女性の活躍に関する状況把握や課題分析を行い、その結果を反映した数値目標や取り組みを盛り込んだ行動計画の策定と情報の公表が義務付けられます。

これから就業を希望する女性や正社員にチャレンジしたい女性、責任ある立場で働きたいけれど家庭生活

との両立が困難であるがゆえに昇進をあきらめている女性など、働く場面で活躍したいという希望を持つ全ての女性が、その個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するために、この法律が大きな力として機能することが期待されています。

さらに、行動計画の策定・届出を行った企業のうち、女性の活躍推進に関する取り組みの実地状況が優良な企業は、都道府県労働局への申請により、厚生労働大臣の認定を受け、厚生労働大臣の認定を受けることができます。認定を受けた企業は、認定マークを商品や広告などに使用できるので、女性活躍推進事業主であることのアピールにもなります。企業にとっても、この法律は企業価値や社員の働きやすさを高める好機と言えます。

今こそ女性の活躍推進に向けた取り組みを進めていきたいと思います。

